

# **提案条例説明資料**

**令和3年9月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	<b>議案第 64 号</b>
2	題名	浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	有料放送の衛星放送番組について、番組配信会社の料金改定に伴い視聴料の変更を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	衛星放送番組（グリーンチャンネル HD）の視聴料の変更（第 25 条関係） 月額 1,320 円 ⇒ 月額 1,100 円
5	施行期日等	1 施行期日 令和 3 年 10 月 1 日 2 適用区分 改正後の規定は、令和 3 年 10 月以後の月分から適用し、同年 9 月以前の月分については、なお従前の例による。

# 提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	<b>議案第 65 号</b>
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の一部が改正され、個人番号カードの発行主体が「地方公共団体情報システム機構」(J-L I S)となり、J-L I Sが個人番号カードの発行に関する手数料を徴収することとされました。</p> <p>これに伴い、条例に基づき市の手数料として徴収している個人番号カードの再交付手数料は、J-L I Sとの個人番号カードに係る委託契約に基づき徴収する手数料となるため、所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	個人番号カードの再交付手数料(1件:800円)の規定を削除する。(第2条関係)
5	施行期日等	施行期日 公布の日 適用期日 令和3年9月1日(番号法の一部改正の施行日)
6	備考	今後は、J-L I Sとの委託契約に基づき1件800円の個人番号カードの再交付手数料を徴収することとなるため、市民にとっては変更ありません。

# 提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 66 号
2	題名	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立幼稚園において、預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間に、当該幼稚園に入園している園児を一時的に預かり、保育を行うことをいう。）を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 預かり保育の実施（第 5 条関係） 幼稚園においては、預かり保育を実施する。</p> <p>2 預かり保育料（第 6 条関係）</p> <p>(1) 預かり保育料 1 日当たり 400 円（園児が市内に住所を有し、保護者が施設等利用給付認定保護者（保育認定を受けた幼児教育の無償化対象者）に該当する場合は、無料）</p> <p>(2) 納期限 預かり保育を利用した日の属する月の翌月の末日</p>
5	施行期日等	令和 3 年 10 月 1 日

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第 67 号</b>
2	題名	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	金城高齢者生活福祉センターで実施している事業の一部を廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 事業の一部の廃止（第 3 条関係） （1）デイサービス事業の内容変更 ア 地域密着型通所介護の廃止 イ 生活介護の廃止 （2）短期入所事業の廃止 2 デイサービス事業の利用時間の変更（第 9 条関係） （改正前）午前 9 時 30 分～午後 4 時 （改正後）午前 10 時～午後 2 時 3 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 4 年 4 月 1 日
6	備考	廃止する事業については、現指定管理者からの申出により、令和 2 年 4 月 1 日から当該事業を休止しており、今後実施が困難であることから廃止するものです。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 68 号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	黒川改良店舗を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	次の改良住宅を用途廃止する。(別表第 2 関係) (1) 建設年度 昭和 56 年度 (2) 名称 黒川改良店舗 (3) 所在地 浜田市黒川町 3733 番地 1 (4) 構造種別 簡易耐火構造平家建 (5) 戸数 2 戸
5	施行期日等	令和 3 年 10 月 1 日
6	備考	用途廃止後は、入居者に譲渡することを予定しています。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 69 号
2	題名	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	市営住宅等の退去時における入居者の負担について、特別の理由がある場合に入居者に負担を求めないこと等に対応するため、関係する条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>市営住宅等の退去時には、入居者の負担により畳の表替え、ふすま・障子の張替え、本人過失による修繕等を求めているが、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととする。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市営住宅条例</p> <p>(2) 浜田市地域定住住宅条例</p> <p>(3) 浜田市特定公共賃貸住宅条例</p> <p>(4) 浜田市雇用促進住宅条例</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	入居者に負担を求めない場合は、市が負担します。